

尚絅学院大学学術機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 本指針は、尚絅学院大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という)の運用に関し必要な事項を定めることにより、本学の教育研究活動において作成された成果および本学所蔵の教育研究資料(以下「学術成果」という)を電子的に収集し、これを恒久的に蓄積し、保存して学内外に無償で発信および提供することにより、本学の学術研究の発展に努めるとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの運用に関し必要な事項の審議・決定は図書館運営委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 リポジトリの管理は教育支援課が行い、運用は教育研究支援課の下で図書館が行う。

(登録資格者)

第3条 リポジトリに学術成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍または在籍した専任教職員、大学院生
- (2) 本学から学位を授けられた者
- (3) その他、図書館長が認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することのできる成果物は、登録者が作成に関与したもので、且つ次に掲げるコンテンツとする。

- (1) 紀要論文(学内発行物)
- (2) 本学が授与した学位の学位論文
- (3) その他(図書館長が認めたもの)

2 前項に掲げるものについては、法令ならびに学会等の投稿規程、出版社との契約条項等及び公序良俗等に照らして問題が生じないものに限る。

(登録手続)

第5条 リポジトリに登録を希望する者は、次に掲げるリポジトリの登録条件を承諾した上で、成果物とともに「登録申請書(公開許諾書)」(様式1)を教育研究支援課に提出するものとする。なお、公開許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び教育研究支援課が別途協議することとする。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリに登録すること。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開(送信)すること。
- (3) 複製物の保全(バックアップ)及び利用のための複製を行うこと。

2 前条第1項第2号に掲げる成果物については、関連の規程、内規、要項等でインターネット等による公開許諾を規定している場合は、前項に定める「登録申請書(公開許諾書)」の提出を省略することができる。

3 委員会は、利用者が成果物を利用した結果について、一切の責任を負わない。

(著作権と利用許諾)

第6条 成果物の著作権はリポジトリに登録された後も、原著作権者に帰属する。

2 成果物の著作権に係る利用許諾の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 著作権が成果物の登録者のみに帰属している場合、登録者は本学に対し、前条に掲げる利用を無償で許諾すること。
- (2) 登録しようとする成果物が、共同研究等により複数の著作権者にわたる場合は、登録者は代表して許諾を得ておくこと。
- (3) 著作権が登録者以外の者、団体等に帰属している場合、登録者は教育研究支援課に対し、リポジトリへの登録に対する許諾状況についての情報を提供すること。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合は、この限りでない。

(利用条件)

第7条 リポジトリに登録された成果物の利用者は、利用にあたり次に掲げる各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 複製、引用等は著作権法に定める利用条件の範囲内で利用すること。
- (2) 著作権法に定める利用条件の範囲を超えて利用する場合には、事前に各学術成果の著作権者から当該利用に係る許諾を得なければならない。

(学術成果データの取り扱い)

第8条 教育研究支援課及び図書館ではリポジトリに登録する成果物を次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 学術成果を複製し、メタデータを付与してリポジトリに登録する。
- (2) ネットワークを通じて前項の複製物を無償で公開(送信)する。
- (3) 保存および利用可読性の維持のため、複製・媒体変換を行う。

(登録された成果物の公開停止・削除)

第9条 リポジトリに登録された成果物の公開停止・削除は、次に掲げる場合とする。

- (1) 登録者が成果物の公開停止・削除を申請し、図書館長が承認した場合
- (2) 第5条第2項に定める事項に疑義があり、図書館長が削除を決定した場合
- (3) その他、図書館運営委員会がリポジトリに登録する上で不相当と判断した場合

(免責事項)

第10条 リポジトリに登録された成果物の内容に関する責任は当該登録者が負うものとし、本学は登録、公開およびその利用によって発生した登録者、利用者への損害・不利益について一切責任を負わない。

(所管)

第11条 リポジトリに関する登録事務等は、教育研究支援課と連携しつつ、図書館が行う。

(指針の改廃)

第 12 条 この指針の改廃については、委員会の議を経て教授会に報告する。

付 則

この指針は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要項に定める様式については、図書館長が別に定める。